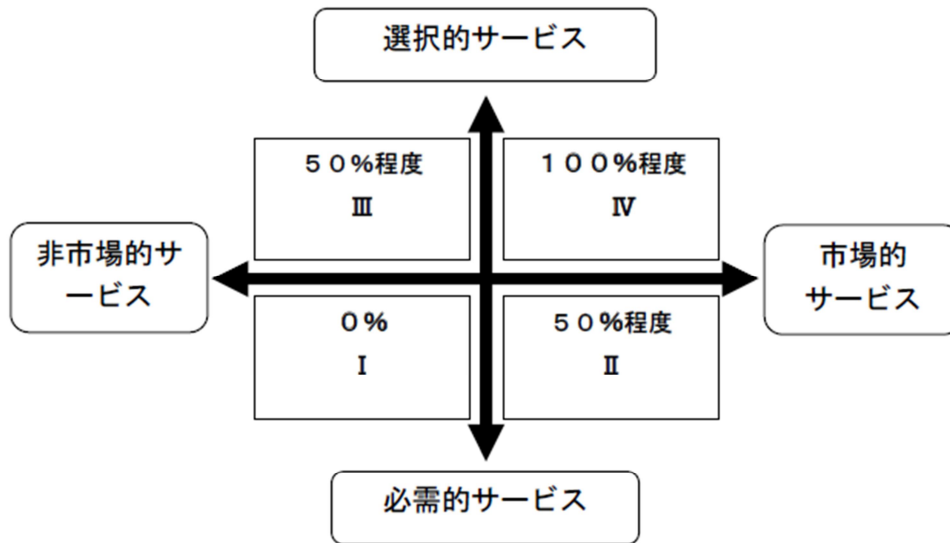


図6 各サービス区分の受益者負担割合



分類	施設の種類の
I	日常生活には不可欠で、行政が提供すべき施設 例) 公園、義務教育施設 (学校開放施設を除く)、図書館など
II	日常生活には不可欠で、主として行政が提供するが、民間にもあるサービス
III	日常生活を快適にするもので、個人によって必要性は異なるが、民間では事業規模や事業内容により、広く提供されることが期待できないサービス 例) 公民館等生涯学習施設、コミュニティ施設、福祉施設 (会議室)、体育施設 (体育館、野球場など)、学校開放施設、文化施設など
IV	日常生活を快適にするもので、個人によって必要性は異なり、民間でも収益性を持って提供されていたり、民間の施設でも一部利用できるサービス 例) 体育施設 (トレーニングルーム、テニスコートなど) など

※ただし、特殊機器等を使用する施設については、上記分類によらない。

資料：「使用料及び手数料の見直しに関する方針」（令和3年9月 長久手市）